

福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務委託契約

入札説明書

令和2年11月

福島県総務部人事総室職員業務課

この入札説明書は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける「福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務委託」（以下「業務委託」という。）について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に係る入札の公告等の規定に基づき、福島県が発注する業務委託に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀雅雄

## 2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務委託 一式
- (2) 委託業務の仕様等  
福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和8年6月30日まで
- (4) 履行場所  
仕様書による

## 3 入札者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）の提出期限の日から起算して過去5年以内に、都道府県との契約において、福島県給与データ入出力システムと同等以上の機能を有するWeb方式のシステムを構築又は更新し、かつ、同システムの運用・保守業務を受託し、適切に業務を完了（完了見込みを含む。）した実績がある者であること。
- (5) I S O 9001の認証を受けている者であること。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における I S M S ( J I S Q 27001 : 2014 ( I S O / I E C 27001 : 2013 ) ) 認証及び同法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

#### 4 入札者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に示す書類を下記 5 (1) に掲げる場所に提出し、入札者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (第 1 号様式)

イ 会社概要 (任意様式)

ウ 業務実施体制表・主任技術者経歴書 (任意様式)

現時点において想定する納入機器等の設置・調整及び障害時の対応、システム更新作業、業務アプリケーション移行作業、サブシステム構築作業、運用・保守作業等に係る業務実施体制、技術的分野に係る社内責任者の経歴等を記載したものの。

エ 機能等証明書 (第 1 1 号様式)

現時点において想定する納入物品等仕様一覧を添付すること。様式は仕様書「別紙 1 システムの仕様」の表を流用して以下の項目を追加するなどして作成すること。

なお、納入物品等仕様一覧の各項目の内容を確認する資料として、製品仕様書、カタログ等を添付すること。

また、内容確認を行う上で必要な箇所をマーカー、○囲み等により分かりやすく表示すること。

(ア) 「回答」欄

仕様を満たしていれば「○」、満たしていなければ「×」を記入すること。

(イ) 「特記事項及び製品名」欄

必要に応じて補足説明を行うとともに、製品名を記入すること。

(ウ) 「資料 No」欄

製品仕様書、カタログ等の一連番号を記入すること。

オ 実績証明書 (第 7 号様式)

契約書の写し又は発注機関の発行する実績証明願 (第 8 号様式) 等、実績を証明する書類を添付すること。

カ I S O 9001 の認証、I S M S ( J I S Q 27001 : 2014 ( I S O / I E C 27001 : 2013 ) ) の認証及びプライバシーマークの付与を受けていることを証明する書類の写し

- (2) 前項の書類は、令和 2 年 12 月 11 日 (金) (持参する場合は、土曜日及び日曜日並びに同年 11 月 23 日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分) までに提出すること。

郵送により提出する場合は書留郵便とし、令和 2 年 12 月 11 日 (金) 午後 5 時 15 分必

着とする。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられないので、十分注意すること。

- (3) 確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）により、令和2年12月21日（月）までに入札者に対して通知する。

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札に関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

- ・郵便番号 960-8670
- ・住所 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部人事総室職員業務課
- ・電話 024-521-7972
- ・FAX 024-521-7970
- ・電子メールアドレス shokuingyoumu@pref.fukushima.lg.jp

- (2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和2年11月17日（火）から令和2年12月11日（金）まで（土曜日及び日曜日並びに同年11月23日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、上記(1)に掲げる場所に令和2年12月11日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

なお、配布物は福島県ホームページの総務部入札情報へ掲載する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ・日時 令和2年12月28日（月）午前10時
- ・場所 福島県庁仮設庁舎1階ミーティングルーム（福島市杉妻町2番16号）  
郵送により入札を行う場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年12月25日（金）午後5時15分までに、上記(1)に掲げる場所に必着のこと。

## 6 入札書の提出方法等

- (1) 入札者は、入札書（第3号様式の1）に必要とする事項を記載し、上記5(3)に定める日時及び場所へ提出すること。

- (2) 入札書（第3号様式の1）の作成方法等については、次によること。

ア 入札書（第3号様式の1）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

(イ) 【令和2年12月28日開札「福島県給与データ入出力システム等更新及び運用・保守業務委託」の入札書在中】

イ 入札書（第3号様式の1）には、次の事項が記載されていなければならない。

- (ア) 仕様書等を実現するための総額費用を入札金額とする。  
なお、落札の決定に当たっては、入札書（第3号様式の1）に記載された入札金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（第3号様式の1）に記載すること。
- (イ) 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
- (ウ) 上記2(1)に示す件名を記載すること。
- (エ) 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

ウ 郵送による入札については、次の事項を行うこと。

- (ア) 二重封筒の外封筒に「入札書在中」と朱書すること。
- (イ) 中封筒に上記アの必要事項を記載すること。
- (ウ) 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）及び入札書（第3号様式の1）を同封すること。

エ 代理人をもって入札する場合は、入札書（第3号様式の1）に当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。また、代理人は、委任状（第4号様式）を持参すること。

## 7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札書（第3号様式の1）に記載する金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

また、納付した領収書を上記5(3)に掲げる日時までに、上記5(1)に掲げる場所まで提出するものとする。

納付した領収書を郵送により提出する場合は書留郵便とし、令和2年12月25日（金）午後5時15分必着とする。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（第6号様式）に保険証券等の必要な書類を添えて、令和2年12月11日（金）午後5時15分までに申請するものとする。

申請の結果については、令和2年12月21日（月）までに入札者に対して通知する。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

## 8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 (3) で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類について確認を受けるものとする。
- ア 一般競争入札参加資格確認通知書（第 2 号様式）  
（入札者が本書又は写しを持参する。）
  - イ 一般競争入札出席届（第 5 号様式）
  - ウ 委任状（第 4 号様式）（代理人が出席し入札する場合）
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。  
入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1 回に限り再度入札に付することができるものとする。

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法、入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。  
この場合において、記載内容等に疑義がある場合は、仕様書等に関する質問書（第 9 号様式）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。  
仕様書等に関する質問書（第 9 号様式）は、上記 5 (1) に掲げる場所に、郵送又は電子メールで令和 2 年 12 月 11 日（金）午後 5 時 15 分必着で送付することとし、送付の後、電話で確認を取ること。  
なお、仕様書等に関する質問書（第 9 号様式）に対する回答は、令和 2 年 12 月 21 日（月）までに、仕様書等に関する回答書（第 10 号様式）により、質問者に郵送又は電子メールで回答するほか、福島県ホームページの総務部入札情報へ掲載するとともに、上記 5 (1) に掲げる場所で閲覧に供する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書（第 3 号様式の 1）を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りでない。  
なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状（第 4 号様式）を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり、故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得る

ために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書（第3号様式の1）をいったん提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

## 10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときには、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3に示す入札者に必要な資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札

(4) 委任状（第4号様式）を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) 記名、押印を欠く入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

## 12 落札者の決定方法

(1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の入札者のうち、最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とする

ことがある。

- (2) 落札者となるべき同価の入札書（第3号様式の1）を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいない（入札、再度入札又は上記8(5)による再々度入札を執行しても落札者がいないときを含む。）ときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

なお、随意契約は見積書（第3号様式の2）を使用する。

- (4) 落札者の決定等に関する通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知するので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

### 13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、財務規則第228条第2項各号に規定する担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

### 14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約の取り交わしを行うこととする。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が契約書（案）に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 15 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

### 16 業務委託料の支払い条件

- (1) 基本的な考え方  
次の各号の総額をもって業務委託料とする。



ア 機器等調達、システム更新作業、業務アプリケーション移行作業及びサブシステム構築作業に係る費用は、当該作業完了（令和3年3月31日）後に支払うものとする。

イ 機器等保守料を含めた運用・保守経費は60箇月の分割払いとする。ただし、うちWindows10機能更新検証作業に係る経費分は令和3年度～令和7年度の57箇月の分割払いに含めるものとする。

ウ 各年度の支払いについては、概ね次の割合を想定している。ただし、具体的には、債務負担行為額の上限を超えない範囲内において、決定するものとする。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
支払割合(%)	50.3	7.5	10.0	10.0	10.0	10.0	2.2

(2) 各四半期の業務委託料計算における端数処理

令和3年度第2四半期から令和8年度第1四半期までの各四半期の業務委託料において、(1)の業務委託料算出額及びその算出額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

令和8年度第1四半期の業務委託料は、業務委託料の契約額から既に支出した業務委託料を減じた額とする。この業務委託料算出額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額は、業務委託料の契約額より算出される取引に係る消費税及び地方消費税の額から既に支出した消費税及び地方消費税の額を減じた額とする。

(3) 業務委託料の支払い

四半期ごとに前四半期分の業務委託料の支払いを請求するものとし、県は適正な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

機器等調達、システム更新作業、業務アプリケーション移行作業及びサブシステム構築作業に係る額は、これとは別に設定等に係る検収に合格した後に請求を受け前記同様に支払うものとする。

## 17 その他

- (1) 落札後速やかに、落札者は入札金額の項目別・年度別内訳書を提出すること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。
- (4) 発注者は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (5) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (6) 入札から落札者の決定までに入札者が上記3に示す要件に該当しなくなったとき

は、当該入札者は落札者としなない。

(7) 入札説明書に記載された内容の無断転載及び転用を禁じる。